

公共施設関連 (注)公共施設関連は、車での通いは禁止です!

- 令和8年6月頃からの就業開始となります。
○配分金は消費税込みです。
○内容の詳細は担当者までお気軽にご相談ください。
○申込みをいただいても、希望にそえない場合があります。

- ①石川桜つつみ(碓井~古市) 担当:池田・北尻
②道の駅しらとりの郷(埴生野) 担当:吉富
③恵我之荘自転車置場(恵我之荘) 担当:吉富
④放置自転車街頭指導(恵我ノ荘駅周辺) 担当:吉富
⑤放置自転車撤去業務(市内一円) 担当:吉富
⑥羽曳野市役所来客駐車場(菅田) 担当:吉富
⑦陵南の森総合センター清掃(島泉) 担当:吉富
⑧陵南の森総合センター管理(島泉) 担当:吉富
⑨古市複合館(古市2丁目) 担当:吉富
⑩石川スポーツ公園(古市) 担当:吉富
⑪保健センター(菅田) 担当:吉富
⑫羽曳野市立西浦東小学校 安全管理員 担当:吉富
⑬羽曳野市立小中学校 学校校務員 担当:吉富

- ⑭LICはびきの(軽里) 担当:吉富
⑮LICはびきの(軽里) 担当:吉富
⑯ケガハムはびきのコロセアム(南恵我之荘) 担当:吉富
⑰エコプラザ及び中央スポーツ公園(向野) 担当:吉富
⑱丹治はやプラザ(榎山) 担当:吉富

4月の未就業相談日

9日(木)・16日(木) 13:30~14:30
事務局 1階 会議室 ※会員証持参

めざせ!
事故・ケガ
毎月ゼロ!

R8年2月は事故ゼロ・ケガゼロでした。
事故 39カ月連続 ゼロ
ケガ 13カ月連続 ゼロ
※シルバーの保険適用がなかった期間です。

★自転車に乗られている方は違反に注意!要確認

令和8年4月1日施行 道路交通法 一部改正のポイント

自転車等に対する交通反則通告制度(青切符)が適用に
※交通反則通告制度とは、比較的軽微な交通違反に交通反則告知書(青切符)が交付され、違反者が反則金を納付すれば刑事罰に科されない制度です。

反則金制度の対象となる違反行為の例と反則金額
取り締まりの対象年齢は16歳以上

Table with 4 columns: 携帯電話の使用等(保持), 遮断踏切立ち入り, 信号無視(赤色等), 車道の右側通行, 一時不停止, 無灯火, ブレーキ不備等, イヤホンの使用, 並進, 二人乗り

警察官の指導や警告を受けた場合はすみやかに従わなければなりません。
警告に従わずに違反行為を続けた場合や通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は、取り締まりの対象となります。

自転車を含む軽車両の反則金一覧
自転車の基本的なルール「自転車安全利用五則」を確認してみましょう。

羽曳野市 藤井寺市 大阪府羽曳野警察署 羽曳野・藤井寺交通安全協会